

庁内通行証取扱要領の制定について（通達）

〔 最終改正 令和 3. 3. 11 例規総第11号  
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて 〕

（概要）

京都府警察本部庁舎等の警備に万全を期するため、警察職員、関係者等が着用する通行証の取扱要領を定めたものです。

その内容は、

- 通行証の種類、着用者及び制式
- 交付等手続き

等です。